

自治基本条例「国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力」比較表

参考

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
名称	龍ヶ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
施行日	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	<p>(国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力)</p> <p>第34条 執行機関は、共通する課題を解決し、市民により良い公共サービスを提供するため、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。</p>	<p>※該当なし</p>	<p>第7章 交流・連携</p> <p>(国及び北海道との連携協力)</p> <p>第31条 町は、地方自治の本旨を踏まえ、それぞれの適切な役割分担のもと、国及び北海道と連携協力します。</p> <p>(他の地方公共団体等との連携協力)</p> <p>第32条 町は、近隣市町村その他の地方公共団体及び関係機関と積極的な情報交換及び相互理解を図り、連携協力して広域的な共通課題の解決及びまちづくりに取り組みます。</p>	<p>第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携</p> <p>(国、県及び他の地方公共団体との連携)</p> <p>第31条 町は、町民サービスの向上、共通する課題の解決及び町政運営の効率化を図るため、国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力を努めなければならない。</p>